



報道発表資料

報道関係者 各位

令和 7 年 5 月 1 日（木）

【照会先】

山形労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 阿久津 拓也

主任地方産業安全専門官 木村 勝則

TEL 023-624-8223

食料品製造業での災害増加が顕著に

～ 山形県内の令和 6 年労働災害発生状況（確定）まとまる ～

山形労働局（局長 島田 博和）は、令和 6 年（1 月から 12 月）に山形県内で発生した労働災害の発生状況を取りまとめましたので公表します。

【ポイント】

- 労働災害による死亡者数は 6 人で、平成 29 年、令和 5 年と並び過去最少となった。
- 労働災害による休業 4 日以上之死傷者数は 1,444 人で、前年より 182 人減少した。
（新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）関連を除いた死傷者数は 1,201 人）
- 新型コロナ関連を除く休業 4 日以上之労働災害による死傷者数を前年と比較すると、業種別では全体的に減少傾向にある中、食料品製造業での増加が著しい（前年と比較して 23.3% 増加）。
- 新型コロナ関連を除く事故の型別では、全業種において「転倒」が最も多く、次いで「動作の反動、無理な動作」となっており、いわゆる「行動災害」によるものが約 4 割を占める。
- 当局管内において令和 5 年より 2 年連続で熱中症による死亡災害が発生し、職場における熱中症対策の徹底が求められる。

1 令和 6 年の労働災害発生状況

- ◎ 休業 4 日以上之労働災害による死傷者数は 1,444 人で、前年と比較して 182 人（11.2%）の減少となった。死亡者数は 6 人（製造業 2 人、建設業、陸上貨物運送事業、小売業、その他事業で各 1 人）で、前年同数となり、平成 29 年と令和 5 年と並び過去最少。平成 28 年以降一桁を維持している。（資料 1、2）
- ◎ 新型コロナ関連を除く休業 4 日以上之労働災害による死傷者数は 1,201 人で、前年と比較して 79 人（6.2%）の減少となった。（資料 3）
- ◎ 新型コロナ関連を除く死傷者数を業種別でみると、前年と比較して、製造業で 2.8% の増加、建設業で 18.6% の減少、運輸業で 11.3% の減少（うち、陸上貨物運送事業は 7.2% の減少）、商業で 7.6% の減少（うち、小売業は 5.0% の減少）、保健衛生業で 8.7% の減少（うち、社会福祉施設は 8.8% の減少）、接客娯楽業で 4.6% の増加となった。
全体的に減少傾向にある中、製造業や接客娯楽業で増加しており、特に製造業のうち、食料品製造業における増加が著しい（前年と比較して 21 人（23.3%）増加）。（資料 3）

- ◎ 新型コロナ関連を除く、食料品製造業における労働災害発生状況については、令和6年において休業4日以上之死傷者数は111人（前年比21人（23.3%）の増加）となっており、また全産業（1,201人）における構成比は9.2%であって、製造業の中では一番高い。

事故の型別では、「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」といった労働者の動作に起因する「行動災害」が46人で41.4%を占めるほか、「はさまれ、巻き込まれ」、「切れ、こすれ」及び「高温の物との接触」の合計が37人で33.3%を占めている。

起因物別では、「転倒」の主な原因となっている「仮設物、建築物、構築物等」が31人（27.9%）と最も多い。また、食品加工用機械等（※1）による「はさまれ、巻き込まれ」、「切れ、こすれ」及び「高温の物との接触（やけど）」による災害が34人（30.6%）となっており、同起因物（37人）の9割以上（91.9%）となっている。

特に、食品加工用機械等を起因物とした「はさまれ、巻き込まれ」は6人の増加（前年14人）、「切れ、こすれ」も6人の増加（同2人）、「高温の物との接触」も6人の増加（同0人）となっている。

令和6年に発生した食料品製造業における食品加工用機械等を起因物とする死傷者数（34人）のうち、被災労働者の経験年数が0～2年未満が占める割合は41.2%、0～5年未満にあつては70.6%を占めており、また、被災労働者の年代別においては50代以上の割合が47.1%を占めている。

このような結果から、食料品製造業では「行動災害」に対する防止対策の徹底のほか、食品加工用機械等に対するリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく対策を確実に講じることや、経験年数が5年未満である労働者に対する作業手順に関する安全教育を、雇入れ時はもとより、その後も定期に実施することが今後の労働災害の減少に有効であると判断される。

（資料3、4）

- ◎ 全業種を事故の型別でみると、「転倒」による災害が最も多く、全体の23.5%となっている。

また、「動作の反動・無理な動作」は14.5%となっており、これら「行動災害」によるものが全体の約4割（38.0%）を占めている。また、「墜落・転落」が13.4%と依然として多く発生した。（資料5）

- ◎ 「転倒」及び「動作の反動、無理な動作」といった労働者の作業行動に起因する「行動災害」が近年、全国的にも増加傾向にあり、「行動災害」に対する対策が重要となっている。

また、新型コロナ関連を除く死傷者数を年代別にみると、60代以上の者が占める割合が増加傾向にあり、高年齢労働者を対象とした労働災害防止対策の取組も重要となっている。

（資料6、7）

- ◎ 業種別の事業場規模別では、全産業において規模50人未満の事業場が58.0%を占めており、また経験年数別では、全産業において経験10年未満の被災労働者が、全体の61.0%を占める。

さらに年齢別では、全産業において年齢50代以上の被災労働者が全体の53.9%を占める。

月別の死傷者数においては、最も多い月が3月（154人）で、次いで8月（149人）であった。

（資料8、9）

- （※1） 「食品加工用機械等」とは、混合機（ミキサー）、食品製造用ロール機、成形機、切断機（スライサー）、熱による加工機械のほか、食品包装機械や食品製造ラインにおけるコンベア、手工具（包丁等）、用具（鍋等）を含む。

2 今後の主な取組

山形労働局では、令和5年3月に策定した「山形労働局第14次労働災害防止計画」（下表参照）に基づき、職場における安全衛生対策の更なる推進を図るため、事業場、関係機関等と連携を図りながら安全衛生対策の周知啓発、指導のほか、以下の取組を行うこととしている。

山形労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：2023年度から2027年度）

【主な目標】

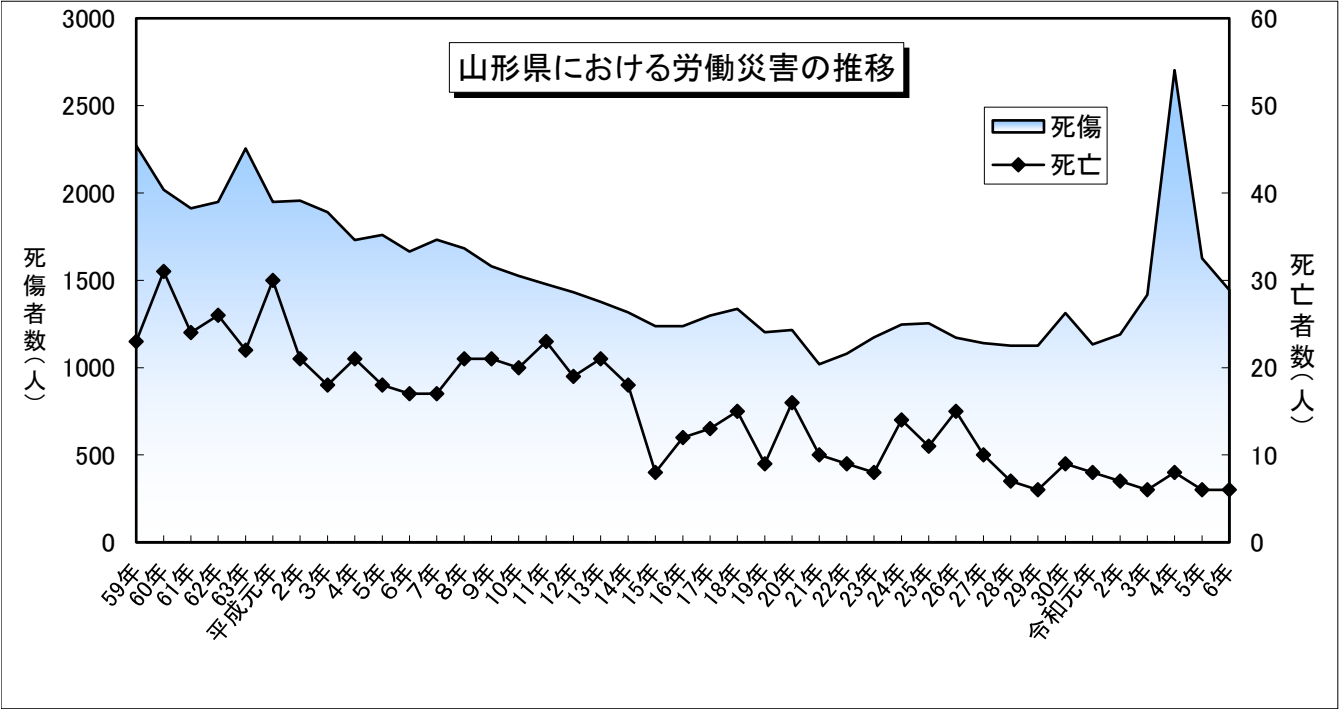
- 死亡災害について、死亡者数を2023年から2027年までの5年間で5%以上減少させる。
- 死傷災害（休業4日以上）について、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。
 - ・ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」、「冬の労災をなくそう運動」、「やまがたゼロ災運動・2025」の展開などにより、県内企業の安全衛生意識の高揚と自主的安全衛生活動の促進を図る。
 - ・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
 - ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
 - ・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
 - ・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。
 - ・ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。

- ◎ 令和6年における食料品製造業での労働災害発生状況を踏まえ、当局独自の労働災害を減少させるための中期的な取組を行う。
- ◎ 上記、「第14次労働災害防止計画」として取組む転倒災害対策を含め、全業種において多発する労働者の作業行動に起因する「行動災害」について、当該災害の防止対策の取組の重要性について県内の各事業場に対し周知を行う。

特に冬期間における転倒災害防止のため、12／1～翌年2月末までの期間において「冬の労災をなくそう運動」を展開する。
- ◎ 当局管内において令和5年より2年続けて熱中症による死亡災害が発生している。

これまでのWBGT値（暑さ指数）の活用やWBGT値の低減を図るための作業環境管理等の対策をはじめ、令和7年6月1日に施行される改正労働安全衛生規則により、職場における熱中症対策の強化が図られることから、県内の各事業場に対しあらゆる機会を通じて同対策の積極的な取組について広く周知徹底していく予定である。（資料10）

【資料1】労働災害の推移



死傷者数

年	死傷	増減率	死亡	年	死傷	増減率	死亡
昭和59年	2,271	6.2%	23	平成17年	1,297	4.9%	13
昭和60年	2,018	-11.1%	31	平成18年	1,336	3.0%	15
昭和61年	1,911	-5.3%	24	平成19年	1,203	-10.0%	9
昭和62年	1,948	1.9%	26	平成20年	1,215	1.0%	16
昭和63年	2,255	15.8%	22	平成21年	1,020	-16.0%	10
平成元年	1,949	-13.6%	30	平成22年	1,080	5.9%	9
平成2年	1,956	0.4%	21	平成23年	1,173	8.6%	8
平成3年	1,889	-3.4%	18	平成24年	1,246	6.2%	14
平成4年	1,731	-8.4%	21	平成25年	1,253	0.6%	11
平成5年	1,760	1.7%	18	平成26年	1,171	-6.5%	15
平成6年	1,664	-5.5%	17	平成27年	1,140	-2.6%	10
平成7年	1,732	4.1%	17	平成28年	1,126	-1.2%	7
平成8年	1,683	-2.8%	21	平成29年	1,126	0.0%	6
平成9年	1,581	-6.1%	21	平成30年	1,313	16.6%	9
平成10年	1,525	-3.5%	20	令和元年	1,132	-13.8%	8
平成11年	1,478	-3.1%	23	令和2年	1,190	5.1%	7
平成12年	1,432	-3.1%	19	令和3年	1,417	19.1%	6
平成13年	1,377	-3.8%	21	令和4年	2,703	90.8%	8
平成14年	1,316	-4.4%	18	令和5年	1,626	-39.8%	6
平成15年	1,238	-5.9%	8	令和6年	1,444	-11.2%	6
平成16年	1,237	-0.1%	12				

年表

年	主な出来事
H1年	「ノー労災デー（6月20日）」を設定
H2年	水蒸気爆発（キューポラ）2人死亡・8人重軽傷（山形市）（3月）
H9年	「年末無災害大運動」実施
H11.9	都市ガス会社爆発 12人火傷（新庄市）
H11年	建設業死亡災害多発 12人
H12年	雪崩災害3人死亡（立川町）（12月）
H14年	「冬期型労災防止強調運動」実施
H15年	死亡災害過去最少 8人（全国最少）
H15年	「安全週間、県下一斉パトロール」を開始
H15年	「冬の労災をなくそう運動」を開始
H17年	羽越線脱線事故 5人死亡・32人負傷（12月）
H21年	死傷災害過去最少 1,020人
H23年	死亡災害過去最少 8人（H15年同数） 冬期災害多発
H24年	「山形ゼロ災3か月運動」を開始
H25年	死傷災害4年連続増加
H26年	5年ぶりに死傷災害減少
H29年	死亡災害過去最少 6人
H30年	死傷災害大幅増加、12年ぶりに1,300人超
R4年	新型コロナウイルス感染症拡大

※ 死傷は休業4日以上の死傷者数（人）。死亡は死傷の内数。

【資料2】過去10年間の業種別労働災害発生状況

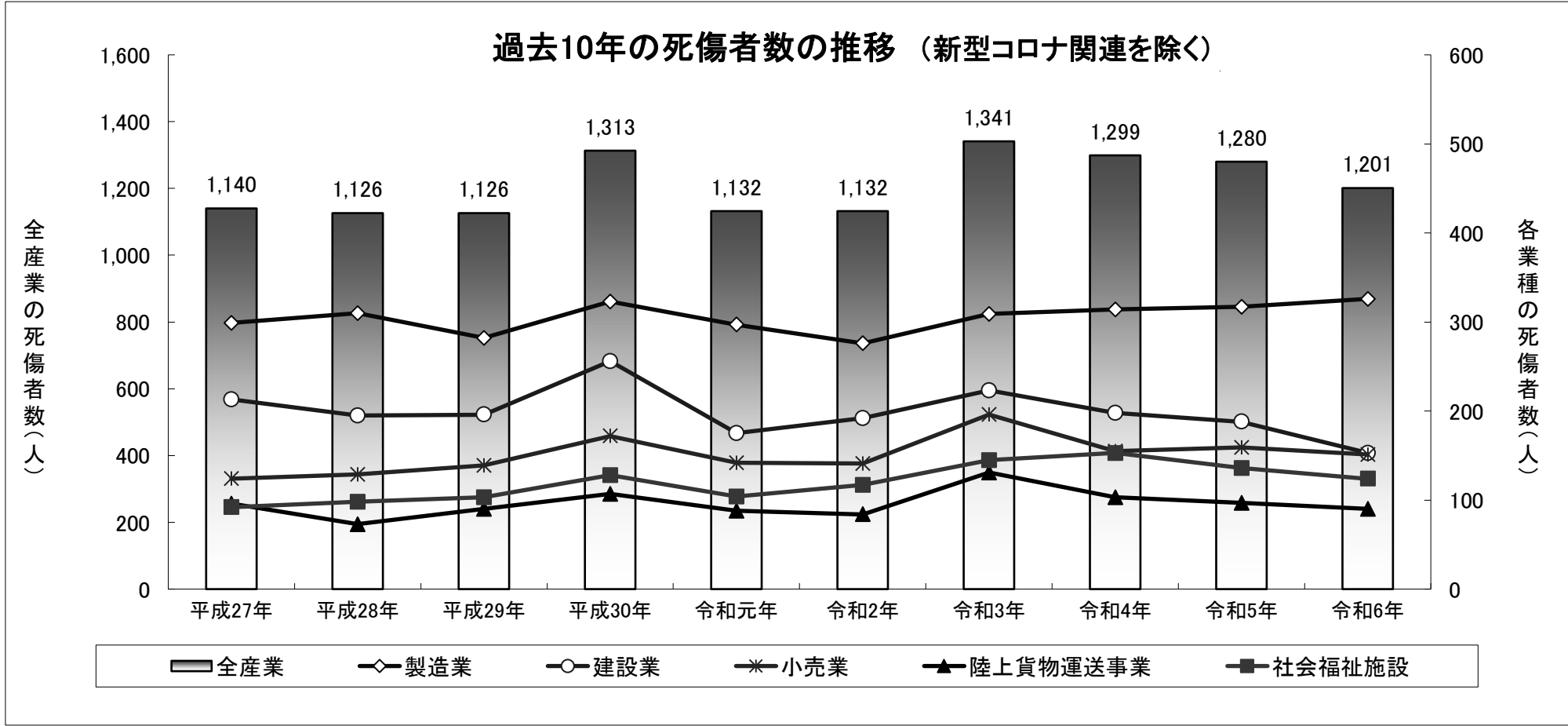
(単位:人)

業 種	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 産 業	(10) 1,140	(7) 1,126	(6) 1,126	(9) 1,313	(8) 1,132	(7) 1,190	(6) 1,417	(8) 2,703	(6) 1,626	(6) 1,444
うち、コロナ関連	-	-	-	-	-	58	(1) 76	1,404	346	243
対前年増減率(%)	-2.6	-1.2		+16.6	-13.8	+5.1	+19.1	+90.8	-39.8	-11.2

◆新型コロナウイルス感染症関連を除く労働災害発生状況

全 産 業	(10) 1,140	(7) 1,126	(6) 1,126	(9) 1,313	(8) 1,132	(7) 1,132	(5) 1,341	(8) 1,299	(6) 1,280	(6) 1,201
製 造 業	(2) 299	(2) 310	(1) 282	(2) 323	297	(1) 276	(2) 309	(1) 314	(1) 317	(2) 326
食 料 品	88	85	74	111	96	(1) 82	113	93	(1) 90	(1) 111
木材木製品・家具	30	26	19	18	24	23	12	19	24	16
化 学 工 業	17	17	22	13	12	13	15	19	27	28
窯 業 土 石 製 品	(2) 15	18	18	14	13	16	15	14	10	15
鉄鋼～金属製品	52	58	48	55	51	47	(1) 55	47	41	45
一 般 機 械 器 具	(2) 21	(1) 31	27	29	22	21	(1) 28	22	27	(1) 24
電 気 機 械 器 具	26	(1) 38	(1) 25	(1) 35	22	21	19	(1) 43	33	34
土 石 採 取 業 等	3	6	5		6	(1) 5	5	11	11	2
建 設 業	(2) 213	(3) 195	(2) 196	(4) 256	(4) 175	(4) 192	(2) 223	(4) 198	(3) 188	(1) 153
土 木 工 事 業	71	(2) 64	(1) 75	(1) 69	(1) 54	(2) 68	71	(3) 61	(2) 52	(1) 40
建 築 工 事 業	(1) 117	(1) 111	(1) 100	(2) 156	(3) 107	(2) 100	(2) 140	111	114	87
木 造 家 屋	(1) 41	47	39	(2) 70	48	(1) 40	49	39	38	27
そ の 他 の 建 設	(1) 25	20	21	(1) 31	14	24	12	(1) 26	(1) 22	26
運 輸 業	(1) 101	(1) 80	109	119	(1) 97	91	143	(2) 122	(2) 115	(1) 102
陸上貨物運送事業	(1) 96	(1) 73	90	107	88	84	131	103	(2) 97	(1) 90
農 林・畜産・水産業	(3) 51	50	22	(1) 55	(1) 43	45	53	(1) 45	55	53
林 業	(3) 22	21	7	(1) 12	(1) 15	9	12	(1) 11	16	11
商 業	(1) 156	167	(2) 185	(1) 210	178	184	228	190	198	(1) 183
小 売 業	124	129	(2) 139	(1) 172	142	141	196	155	159	(1) 151
通 信 業	22	26	26	21	23	(1) 17	9	20	22	8
保 健 衛 生 業	121	118	129	152	125	141	185	195	184	168
社 会 福 祉 施 設	92	98	103	128	104	117	145	153	136	124
接 客 娛 楽 業	68	76	62	63	(1) 85	63	(1) 69	87	65	68
飲 食 店	25	34	28	24	43	28	28	37	33	32
清 掃・と畜業	(1) 37	43	(1) 47	51	(1) 43	46	46	57	45	50
上 記 以 外 の 事 業	69	(1) 55	63	(1) 63	60	72	71	60	80	(1) 88
(参考)第三次産業	(2) 473	(1) 485	(3) 512	(2) 560	(2) 514	(1) 523	(1) 608	609	594	(2) 565

※()内は死亡者数で内数、「木造家屋」は「建築工事業」の内数である。



【資料3】令和6年 山形県内における労働災害発生状況(確定)

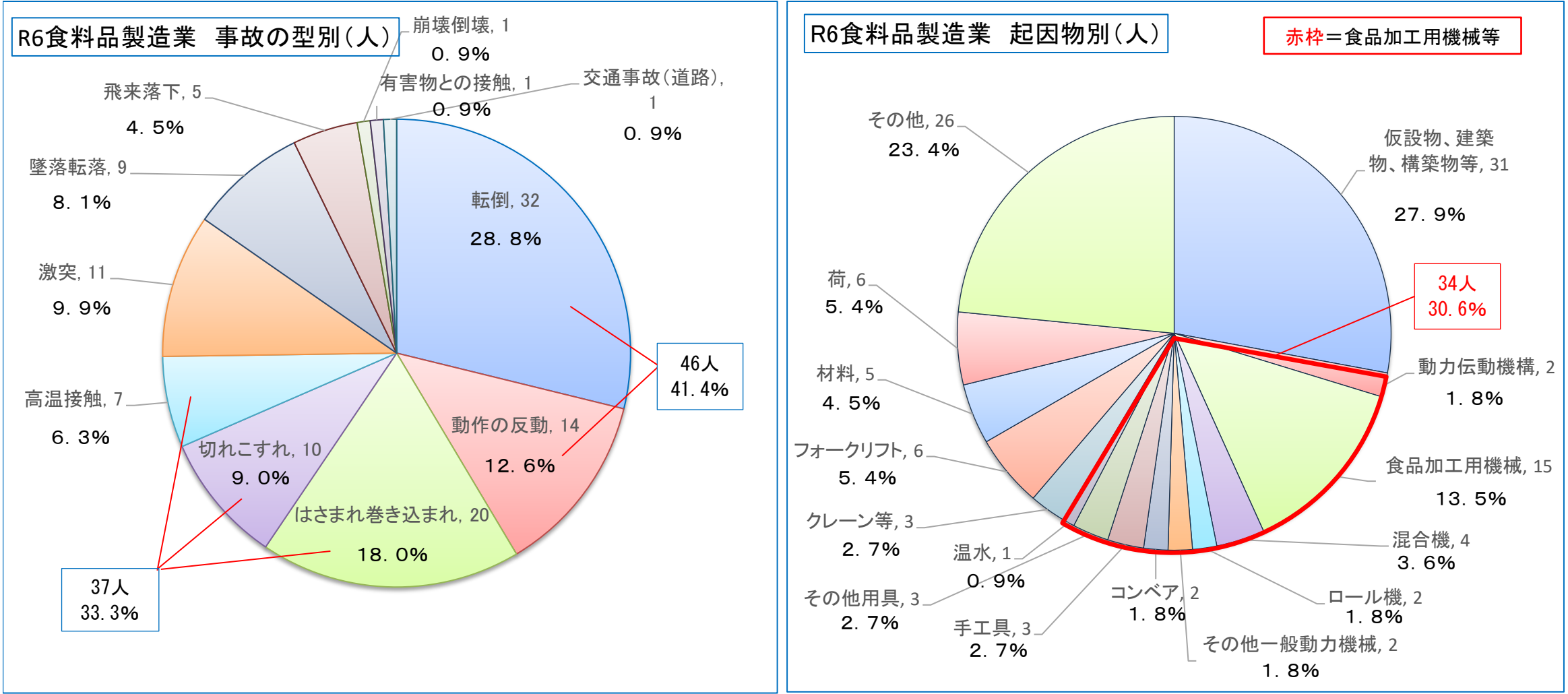
(令和7年3月末現在)

山形労働局

業 種	山 形			庄 内			米 沢			新 庄			村 山			合 計				6年 構成 比
	5 年	6 年	増 減	5 年	6 年	増 減	5 年	6 年	増 減	5 年	6 年	増 減	5 年	6 年	増 減	5 年	6 年	増 減	増減率	
	◆新型コロナウイルス感染症関連を含む労働災害発生状況																			
全 産 業	1 676	1 625	-51	3 443	1 360	-2 -83	1 303	2 271	1 -32	87	81	-6	1 117	2 107	1 -10	6 1626	6 1444	-182	-11.2%	100.0%
うち新型コロナ 関連	124	112	-12	127	75	-52	82	37	-45	9	17	8	4	2	-2	346	243	-103	-29.8%	16.8%
◆新型コロナウイルス感染症関連を除く労働災害発生状況																				
全 産 業	1 552	1 513	-39	3 316	1 285	-2 -31	1 221	2 234	1 13	78	64	-14	1 113	2 105	1 -8	6 1280	6 1201	-79	-6.2%	100.0%
製 造 業	125	124	1 -1	58	73	15	69	81	12	23	13	-10	1 42	1 35	-7	1 317	2 326	1 9	100.0% 2.8%	33.3% 27.1%
食 料 品	40	46	1 6	15	30	15	16	24	8	6	2	-4	1 13	-1 9	-4	1 90	1 111	21	23.3%	16.7% 9.2%
木 材 ・ 木 製 品	7	7		8	2	-6	7	3	-4	1	2	1	1	2	1	24	16	-8	-33.3%	1.3%
化 学 工 業	16	12	-4	3	2	-1	5	7	2		3	3	3	4	1	27	28	1	3.7%	2.3%
窯 業 土 石 製 品	2	7	5	3	3		2	3	1	2	1	-1	1	1		10	15	5	50.0%	1.2%
金 属 製 品	16	13	-3	4	12	8	10	14	4	5	2	-3	6	4	-2	41	45	4	9.8%	3.7%
一 般 機 械 器 具	12	7	-5	5	7	2	5	7	2				5	1 3	1 -2	1 27	1 24	1 -3	∞ -11.1%	16.7% 2.0%
電 気 機 械 器 具	6	6		5	9	4	13	10	-3	4	1	-3	5	8	3	33	34	1	3.0%	2.8%
土 石 採 取 業 等	4	1	-3	4		-4	2	1	-1				1		-1	11	2	-9	-81.8%	0.2%
建 設 業	1 62	53	-1 -9	2 50	1 51	-1 1	40	27	-13	17	15	-2	19	7	-12	3 188	1 153	-2 -35	-66.7% -18.6%	16.7% 12.7%
土 木 工 事 業	1 17	9	-1 -8	1 11	1 13	2	13	7	-6	8	7	-1	3	4	1	2 52	1 40	-1 -12	-50.0% -23.1%	16.7% 3.3%
建 築 工 事 業	38	28	-10	35	30	-5	23	19	-4	6	7	1	12	3	-9	114	87	-27	-23.7%	7.2%
木 造 家 屋	12	9	-3	10	5	-5	7	9	2	3	3		6	1	-5	38	27	-11	-28.9%	2.2%
そ の 他 の 建 設	7	16	9	1 4	-1 8	-1 4		1	-3	3	1	-2	4		-4	1 22	-1 26	-100.0% 18.2%		2.2%
運 輸 業	63	44	-19	1 35	1 32	-1 -3	1 13	1 15	2	1	2	1	3	9	6	2 115	1 102	-1 -13	-50.0% -11.3%	16.7% 8.5%
陸 上 貨 物 運 送 事 業	51	39	-12	1 33	1 29	-1 -4	1 10	1 12	2		2	2	3	8	5	2 97	1 90	-1 -7	-50.0% -7.2%	16.7% 7.5%
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業	18	9	-9	14	8	-6	7	11	4	10	7	-3	6	18	12	55	53	-2	-3.6%	4.4%
林 業	2	1	-1	4	2	-2	2		-2	6	4	-2	2	4	2	16	11	-5	-31.3%	0.9%
第 三 次 産 業	280	282	2	155	121	-34	90	1 99	1 9	27	27		42	1 36	1 -6	594	2 565	2 -29	∞ -4.9%	33.3% 47.0%
商 業	101	83	-18	43	37	-6	25	44	19	8	3	-5	21	1 16	1 -5	198	1 183	1 -15	∞ -7.6%	16.7% 15.2%
小 売 業	76	61	-15	33	32	-1	21	41	20	8	3	-5	21	1 14	1 -7	159	1 151	1 -8	∞ -5.0%	16.7% 12.6%
金 融 広 告 映 画 演 劇 業	3	6	3	1	4	3	1	1			1	1				5	12	7	140.0%	1.0%
通 信 業	17	2	-15	3	4	1	1		-1		1	1	1	1		22	8	-14	-63.6%	0.7%
教 育 研 究 業	12	9	-3	1	4	3	2	2					1		-1	16	15	-1	-6.3%	1.2%
保 健 衛 生 業	65	84	19	68	36	-32	32	23	-9	8	13	5	11	12	1	184	168	-16	-8.7%	14.0%
社 会 福 祉 施 設	51	54	3	50	29	-21	23	19	-4	6	11	5	6	11	5	136	124	-12	-8.8%	10.3%
接 客 娯 楽 業	34	38	4	17	16	-1	8	7	-1	4	5	1	2	2		65	68	3	4.6%	5.7%
飲 食 業	20	17	-3	8	9	1	2	4	2	3	2	-1				33	32	-1	-3.0%	2.7%
清 掃 ・ と 畜 業	24	30	6	10	8	-2	8	10	2	3	1	-2		1	1	45	50	5	11.1%	4.2%
官 公 署	1	2	1													1	2	1	100.0%	0.2%
そ の 他 の 事 業	23	28	5	12	12		13	12	1 -1	4	3	-1	6	4	-2	58	1 59	1 1	∞ 1.7%	16.7% 4.9%

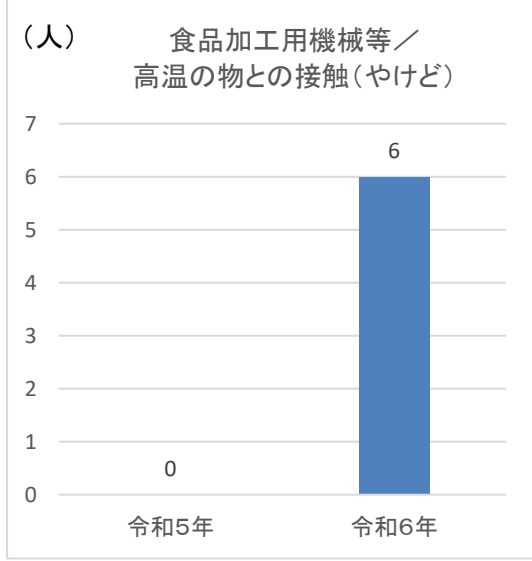
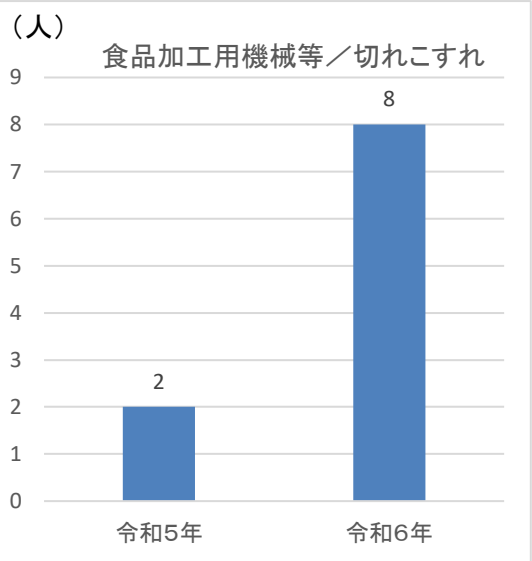
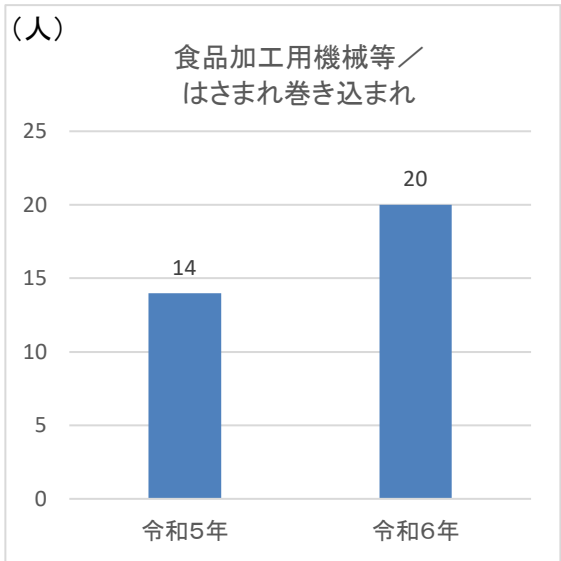
1. 労働者死傷病報告(様式23号)に基づき、休業4日以上労働災害について集計した。
2. 上段は死亡者数で内数、下段は死傷者数を示す。

【資料4】令和6年食料品製造業 労働災害発生状況



「食品加工用機械等」とは、混合機(ミキサー)、食品製造用ロール機、成形機、切断機(スライサー)、熱による加工機械のほか、食品包装機械や食品製造ラインにおけるコンベア、手工具(包丁等)、用具を含む。

令和5年と令和6年における「食品加工用機械等」を起因とする主な事故の型別の比



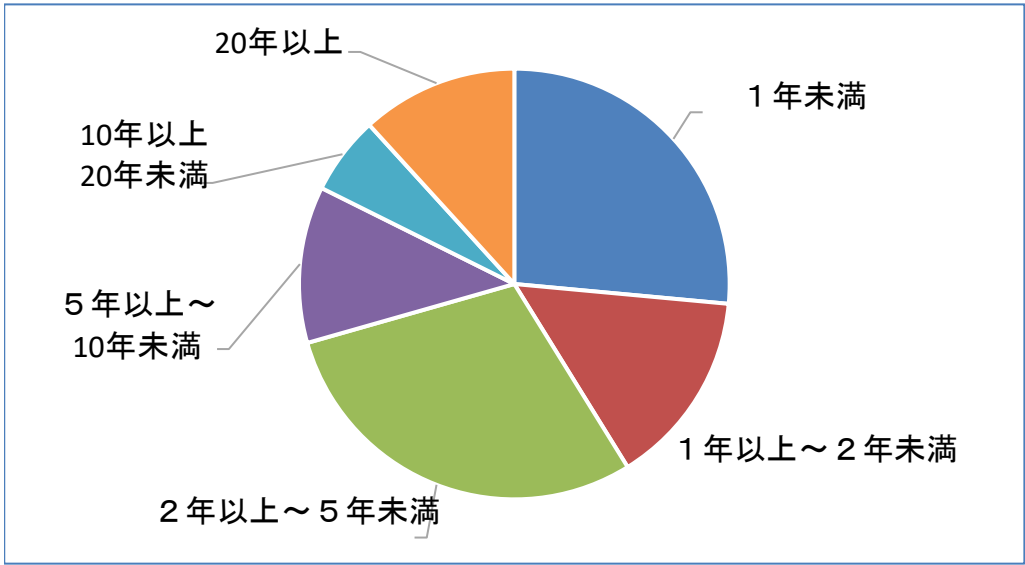
* 令和6年において食品加工用機械以外の起因によるもの以外が2件あり(金属材料等)

* 令和6年において食品加工用機械以外の起因によるもの以外が2件あり(その他有害物等)

令和6年 食品加工用機械等が起因した

・はさまれ巻き込まれ	20人
・切れこすれ	8人
・高温の物との接触(やけど)	6人
計	34人

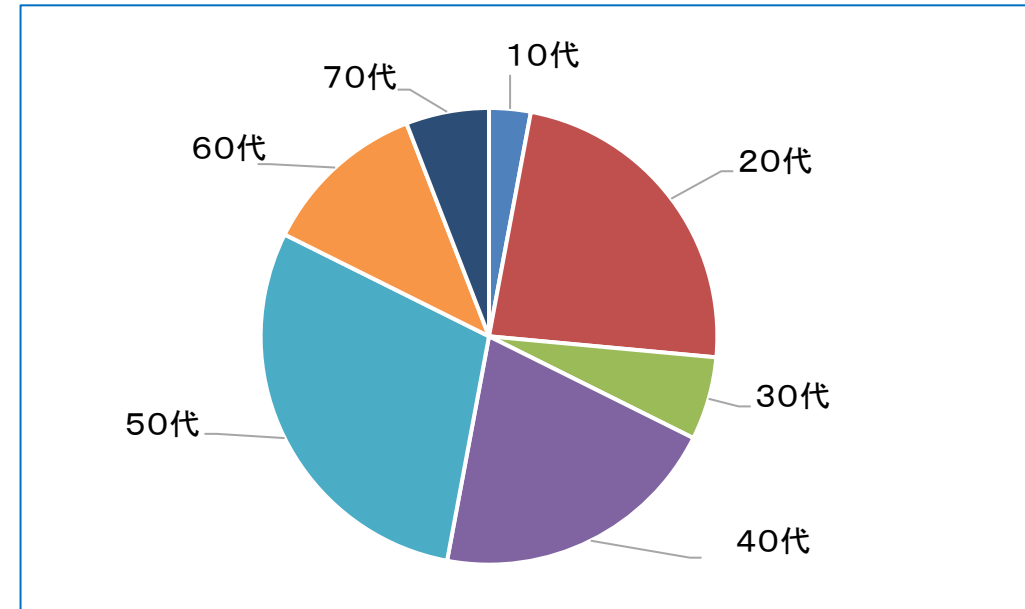
R6食品加工用機械等が起因した「はさまれ巻き込まれ」「切れこすれ」「高温の物との接触(やけど)」における被災労働者の経験年数別



1年未満	9人	26.5%
1年以上～2年未満	10人	29.4%
2年以上～5年未満	5人	14.7%
5年以上～10年未満	4人	11.8%
10年以上20年未満	2人	5.9%
20年以上	4人	11.8%
計	34人	

* 経験年数0～2年未満が占める割合は41.2%であり、経験年数0～5年未満での割合は70.6%を占める

R6食品加工用機械等が起因した「はさまれ巻き込まれ」「切れこすれ」「高温の物との接触(やけど)」における被災労働者の年代別



10代	1人	2.9%
20代	8人	23.5%
30代	2人	5.9%
40代	7人	20.6%
50代	10人	29.4%
60代	4人	11.8%
70代	2人	5.9%
計	34人	

* 50代以上が占める割合が47.1%となっている

【資料５】 事故の型・起因物別死傷者数

[全 産 業]

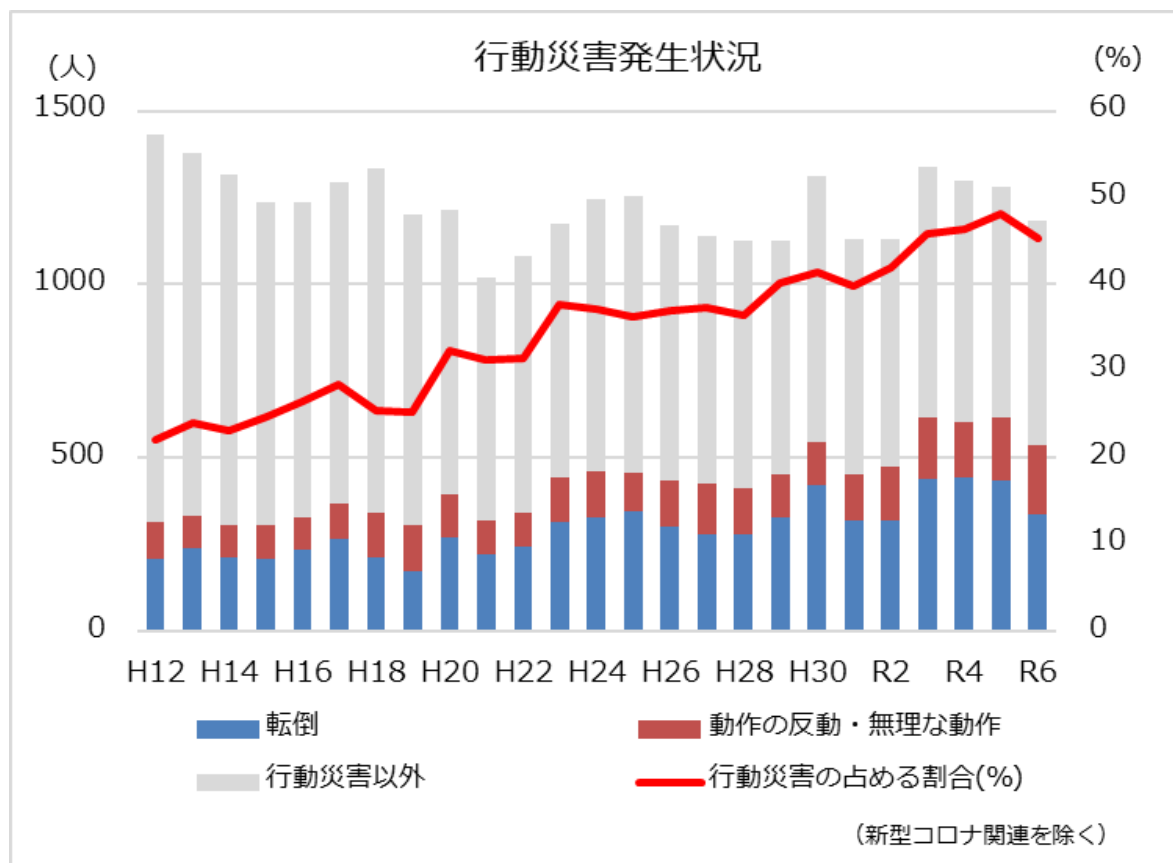
上段の（ ）は死亡者数で内数

起因物 事故の型	動力機械						物上げ装置、 運搬機械			装 置 等								仮 設 物・ 建 築 物・ 構 築 物	物質、 材料		荷	環 境 等	そ の 他			総 計	
	原 動 機	動 力 伝 達 機 構	木 材 加 工 用 機 械	建 設 機 械 等	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	車 両 系 木 材 伐 出 機 械 等	動 力 ク レ ー ン 等	動 力 運 搬 機 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置 等	炉 電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	その他の装置、 設備	危 険 物、 有 害 物 等		材 料	そ の 他 の 起 因 物			起 因 物 な し	分 類 不 能			
墜 落、転 落				(1) 5	1	2		(1) 4	27	2	1			1		1	55	2	83		1	1	8				(2) 194 (13.4%)
転 倒				2		1			7	6					1	10	20	7	(1) 241		15	4	9	4	12		(1) 339 (23.5%)
激 突				1		2			5	3					1	5	5	3	28		6	2	1	4			66 (4.6%)
飛 来、落 下			2	3	(1) 3	3		6	3	1	2					3	9	2	2		17	3	1				(1) 60 (4.2%)
崩 壊、倒 壊																1	2		1		6	5	4				19 (1.3%)
激 突 さ れ		1		3	1	3		6	10	3						3	3	1	1		7	2	7	5			56 (3.9%)
はさまれ、 巻き込まれ		5	1	2	11	36		4	13	2						4	3	6	1		6	6			1		101 (7.0%)
切れ、こすれ			14		5	15			1							13	6	2	1		7		1				65 (4.5%)
踏 み 抜 き						1										1					1						3 (0.2%)
お ぼ れ																											
高温・低温 の物との接 触						1											5				3	2	1	13			(1) 25 (1.7%)
有 害 物 等 と の 接 触																				6							6 (0.4%)
感 電																		1									1 (0.1%)
爆 発																											
破 裂																											
火 災																		1									1 (0.1%)
交 通 事 故 (道 路)									6	35												3					44 (3.0%)
交 通 事 故 (その他)																											
動作の反動、 無 理 な 動 作								1	3	1						2	8	3	29	1	8	44	1	49	59		209 (14.5%)
そ の 他																1						3	245	(1) 6			(1) 255 (17.7%)
分 類 不 能																											
総 計		6	17	(1) 16	(1) 21	64		(1) 21	75	53	3			1	2	43	117	28	(1) 387	10	76	68	(1) 51	307	(1) 78		(6) 1,444 (100%)
(起因物大分 類の計)	124 (8.6%)						149 (10.3%)			194 (13.4%)								387 ↓ (6.0%)	86 (6.0%)	68 ↓	51 ↓	385 (26.7%)					

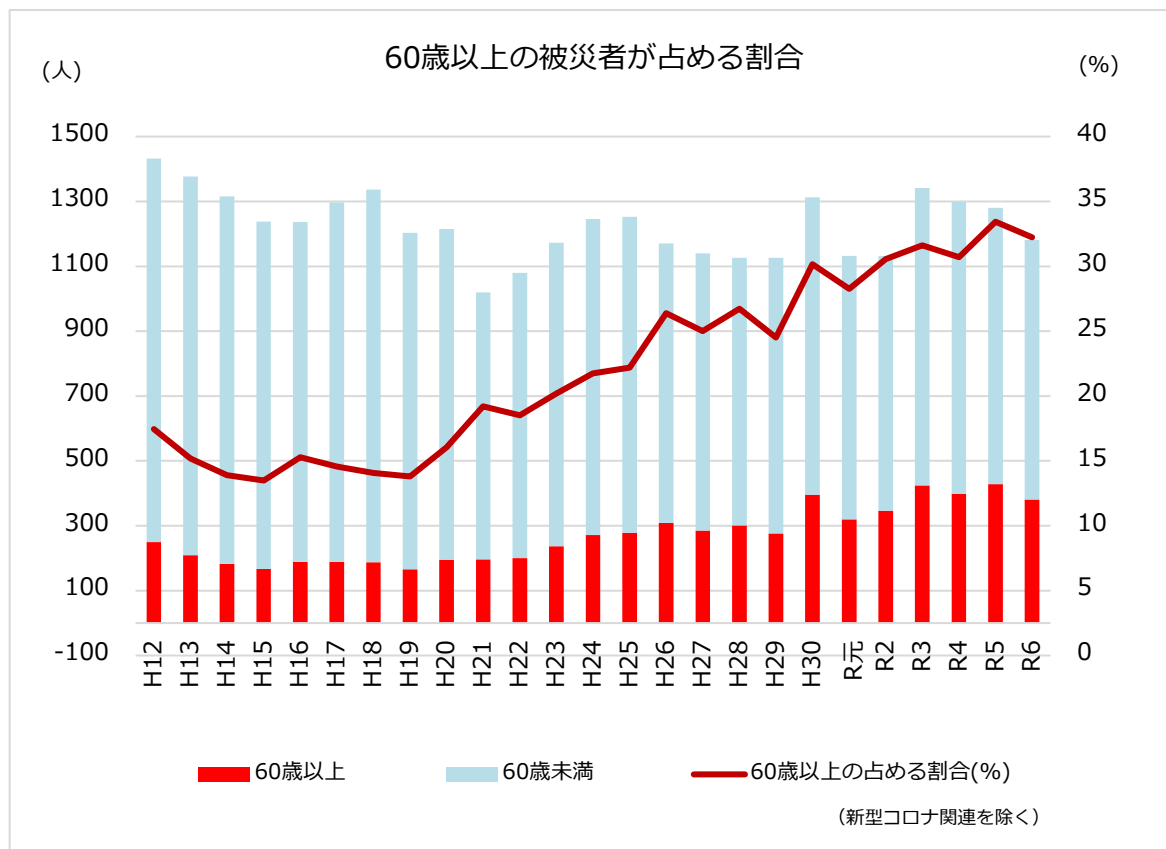
(26.8%) (4.7%) (3.5%)

・事故の型別では、①「転倒」、②「その他」（主として新型コロナウイルス感染症）、③「動作の反動、無理な動作」、④「墜落、転落」、⑤「はさまれ、巻き込まれ」の順で多い。
・起因物別では、大分類で、①「仮設物、建築物等」、②「その他」（主として新型コロナウイルス感染症）、③「装置等」、④「物上げ装置、運搬機械」、⑤「動力機械」の順で多い。
・事故の型と起因物の組み合わせでは、①「その他」の「その他の起因物」（主として新型コロナウイルス感染症）、②「仮設物、建築物等」での「転倒」、③「物上げ装置、運搬機械」、「装置等」、「仮設物、建築物」からの「墜落、転落」、④「動力機械」による「はさまれ、巻き込まれ」、⑤「荷」、「その他」による「動作の反動、無理な動作」等が多い。

【資料6】 行動災害発生状況の推移

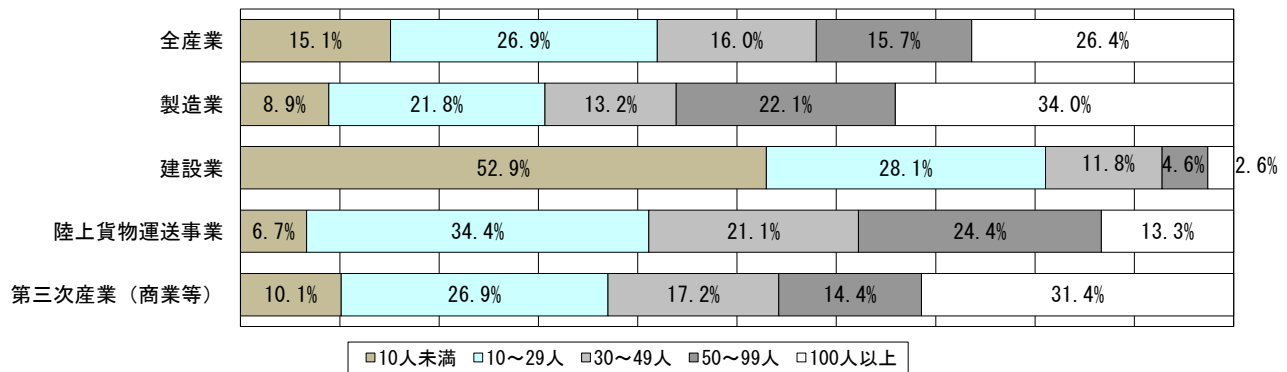


【資料7】 高齢労働者による労働災害の推移



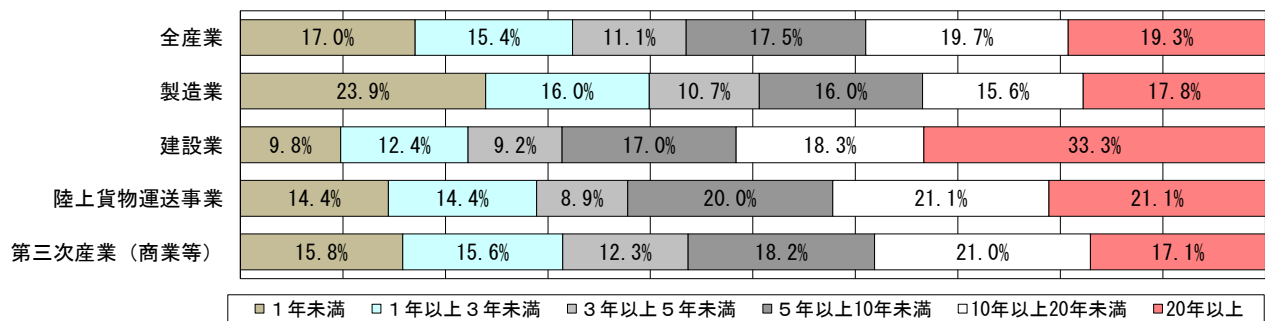
【資料8】業種別の事業場規模別・経験年数別・年齢別の割合

[事業場規模別]



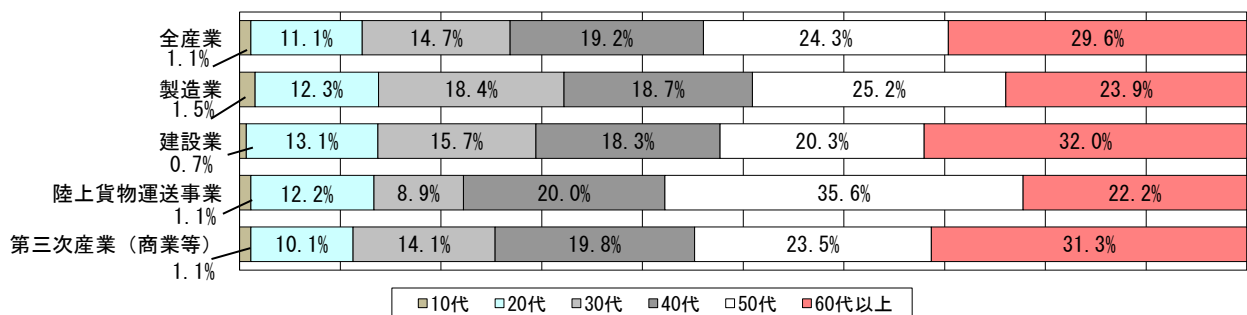
※ 全産業では規模50人未満の事業場が全体の58.0%を占める

[経験年数別]



※ 全産業では経験10年未満の被災者が全体の61.0%を占める

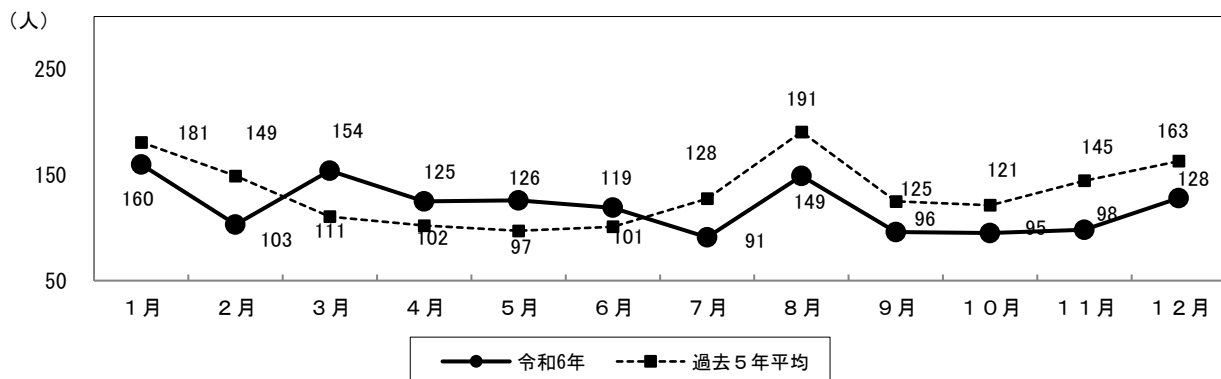
[年齢別]



※ 全産業では年齢50代以上の被災者が全体の53.9%を占める

【資料9】令和6年 月別の死傷者数

[月別]



令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

- 1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

- 2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 - ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

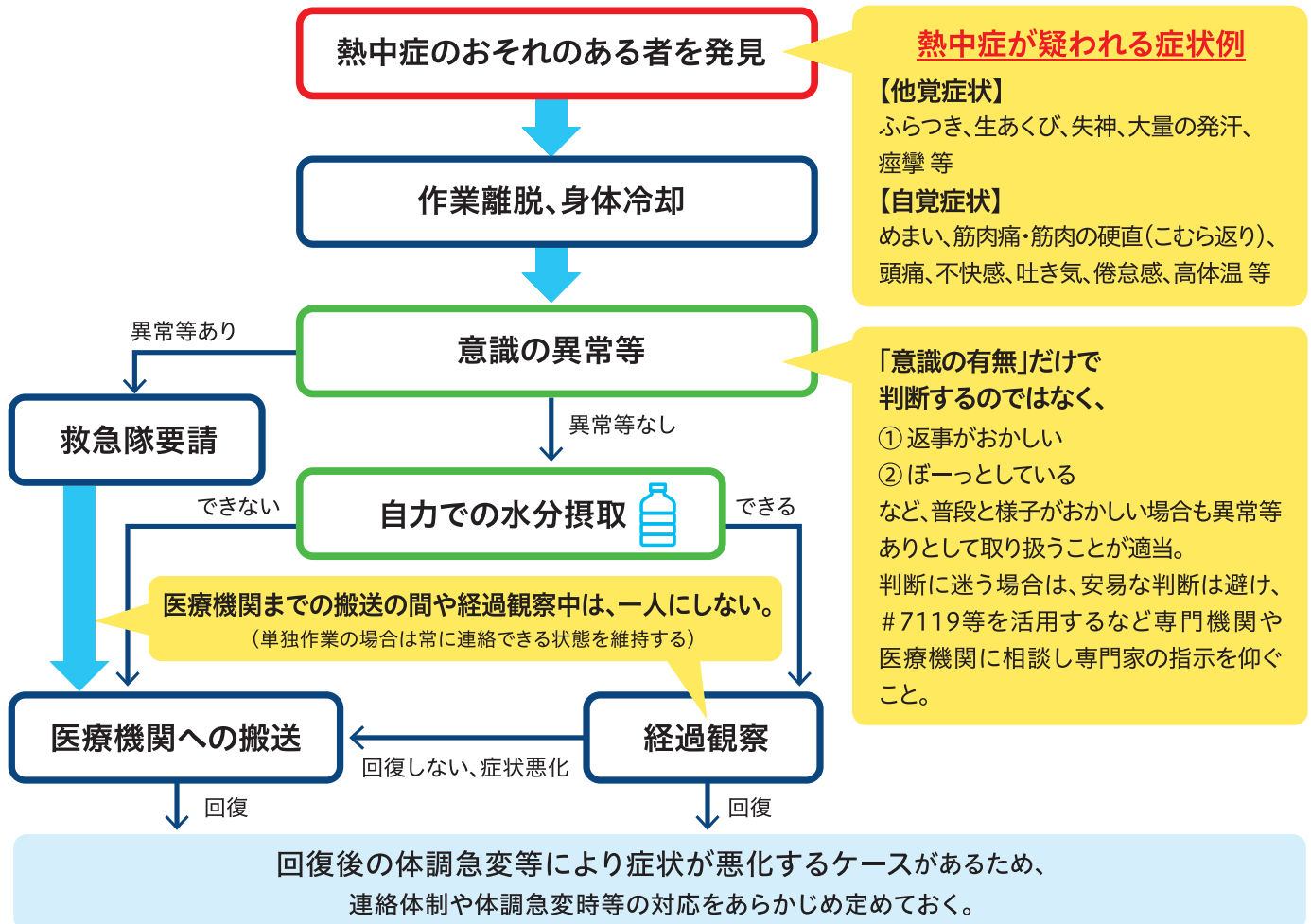
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

